

鹿児島アリーナ
エンターテインメント設備製造業務委託
要求水準書

令和8年9月

鹿児島市観光交流局スポーツ課

目 次

第1章 総則

1－1 本要求水準書の位置づけ

1－2 業務委託名称

1－3 発注者

1－4 業務目的

1－5 業務方針

1－6 共通要求水準

1－7 業務概要

1－8 遵守すべき法令等

1－9 有資格者の選定

1－10 要求水準の変更

1－11 守秘義務の遵守

1－12 本業務の留意事項

第2章 エンターテインメント設備製造業務に関する要求水準

2－1 LEDビジョン設備

2－2 デジタルサイネージ設備

2－3 映像送出設備

2－4 演出音響設備

2－5 演出照明設備

第1章 総則

1-1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、鹿児島市（以下「市」という。）が、鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務（以下「本業務」という。）において、実現を求める性能、機能水準、サービスレベルその他の要求事項を示すものである。本業務を実施する事業者（以下「事業者」という。）は本書に定める要求水準以上となるよう提案を行うものとする。

1-2 業務委託名称

鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託

1-3 発注者

鹿児島市観光交流局スポーツ課

1-4 業務目的

鹿児島アリーナ（以下、「本施設」という。）は、地域の住民にとって愛着のある地域のシンボルとしての一面を有しているとともに、集客力を有する“する”スポーツ、“みる”スポーツの価値や潜在力を最大化させるための舞台であり、定期的に数千人を集めるイベントを開催できる集客施設である。

一方で、平成4年10月の開館から30年以上が経過し、使用用途が多様化したことなどにより、館内設備の老朽化が進んでいる。こういった状況を踏まえ、主目的のスポーツを“する”アリーナへ進化発展させ、スポーツ・エンターテインメントを“みる”アリーナへと施設の本来目的を継承しつつ、新たな市民・来場者ニーズへの対応のために転換を図る必要がある。

これらを踏まえ、本施設の交流拠点機能としての役割を強化し、スポーツをする人・みる人、様々な目的を持つ人々に親しまれる施設への機能強化を図ることを目指す。

なお、設備計画に当たっては、次のコンセプトに基づくものとする。

- ・ B. LEAGUE PREMIER 及びトップレベルのスポーツ興行に対応できる設備
- ・ 映像、音響、照明、サイネージを連動させた統合的な演出により、観客との一体感を生み出す魅力的な空間を実現できる設備
- ・ 運用の効率化や省力化など将来的に予測されるトレンドを踏まえた、継続的な発展が可能な設備
- ・ 既存施設の特長を生かしながら、多種多様なスポーツ・コンサート・イベントに柔軟に対応できる設備
- ・ 多彩な演出を容易な操作で効率的に運用できる設備

1-5 業務方針

本業務におけるエンターテインメント設備とは、映像演出を統合的に制御・送出する「映像送出設備」、アリーナ空間に迫力ある映像表現を創出する「LEDビジョン設備」、来場者への情報発信及び空間演出を担う「デジタルサイネージ設備」、臨場感あふれる音響演出を実現する「演出音響設備」、多彩な光の演出により空間価値を高める「演出照明設備」の5つの設備のこととする。基本計画における「施設リニューアルの基本的考え方」を踏まえ、実際のエンターテインメント設備製造に関する方針を以下に補足する。

- ・ B.LEAGUE PREMIER の基準を満たし、かつ相応しい演出ができる設備
- ・ 多彩な演出を容易な操作で効率的に運用できる設備
- ・ 将来的に予想されるトレンドへの対応を踏まえた設備

1-6 共通要求水準

下記の表の要件を満たす設備とする。

項目	要求水準
レギュレーション 準拠	本設備製造業務にあたって、準拠すべきレギュレーションは下記のとおりとすること。 ① B.LEAGUE PREMIER ② バスケットボール 国内公式試合、国際公式試合 ③ バレーボール 国内公式試合（有効天井高さ7m以上）
プロスポーツ利用の 想定	本設備で導入する設備のみで運用が可能な構成とすること。 効率的なオペレーションが可能なシステムとし、オペレーションに必要な人員の効率化を図ること。
アマチュアスポーツ 利用の想定	1階アリーナレベルで利用者の操作が完結できるものとする こと。 PC等のHDMI機器の送出や切り替え操作可能な構成とすること。
イベント／ライブ 利用の想定	持込用のインフラを整備し仕込みの利便性向上をはかり、LED ビジョンやスピーカー、照明負荷設備等の貸し出しが可能な構成 とすること。
連動演出	映像送出設備の送出制御システムより、LEDビジョン設備への 送出、サイネージ設備への連動制御、演出音響設備への連動音声 渡し、演出照明設備への連動制御を一括で可能とし、より簡易で 多彩な演出を可能とすること。
将来を見据えた設備	保守・メンテナンス性、安全性、将来拡張性、環境・省エネルギー に関しても考慮をした設備とすること。 また設備インフラは将来を見据えた仕様とすること。

設備	要求水準
映像送出設備	L E Dビジョン設備及びサイネージ、演出照明、演出音響設備と連動し、一貫した映像・音響照明演出を醸成するものであること。
L E Dビジョン設備	映像送出設備から送出した試合映像、中継映像、演出映像広告などの映像を高精細に表示し、臨場感や高揚感、満足度を高めるものであること。
デジタルサイネージ設備	ライブ映像、試合情報、選手紹介、イベント情報、広告配信など多目的に活用され、効果的な情報発信を実現するものであること。
演出音響設備	試合の実況、B G M、イベント放送において明瞭で迫力のある音響を提供し、一体感のある空間を演出するものであること。
演出照明設備	試合開始前のオープニング演出、ハーフタイム演出、選手入場、得点時の演出及びイベント開催時に最適な光の演出で高揚感を増幅するものであること。

なお、本業務で導入する設備については、安全性の確保を前提とし、特に以下の事項に留意すること。

- ・吊下げ設備、架台、支持金物その他高所に設置する設備については、関連法令、技術基準及びメーカー基準等に基づき、安全性を十分確保した構造とすること。
- ・設備の設置に当たっては、落下、転倒、脱落その他の事故を防止するため、必要な安全対策を講じること。
- ・吊下げ設備については、機器本体の固定に加え、必要に応じて落下防止ワイヤーその他の安全措置を講じること。
- ・設備及び支持構造物は、設置場所の条件を踏まえ、地震時においても安全が確保できるよう耐震性に配慮した計画とすること。
- ・保守点検時における作業及び利用者の安全確保についても配慮した設備構成とすること。

1－7 業務概要

ア 業務方式

本業務については、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、事業者の提案を踏まえながら、エンターテインメント設備に係る製造・設置及び関連業務を一体的に実施するものとする。

イ 業務範囲及び引渡し条件

本業務の範囲は、エンターテインメント設備の設置設計、調達、製造、搬入、試験調整、総合試験、品質調整、稼働確認、各種図書作成、操作研修、マニュアル整備及び引渡しまでに必要な一切の業務とする。

受注者は設備を設置するだけでなく、発注者が設備を円滑に運用開始できる状態を整えたい

えで引渡しを行うものとする。

引渡し完了の条件は次の各号を全て満たすこととする。

- ① 機器設置及び施工が完了していること。
- ② 各設備の単体試験及び総合試験が完了していること。
- ③ 発注者による確認及び検査を完了していること。
- ④ 完成図書等の成果物を提出していること。
- ⑤ 操作研修を完了していること。
- ⑥ 指摘事項がある場合は必要な是正対応を完了していること。

ウ 操作研修

受注者は発注者が指定する施設管理者、運営担当者その他関係職員を対象として操作研修を実施すること。

研修では少なくとも次の内容を対象とする。

- ① 映像送出設備の基本操作
- ② LEDビジョン設備の運用方法
- ③ デジタルサイネージ設備の表示操作
- ④ 演出音響設備及び演出照明設備の基本操作
- ⑤ イベント利用時の運用方法
- ⑥ 一般利用時の簡易運用方法
- ⑦ 障害発生時の初期対応
- ⑧ 安全上の留意事項

なお、操作研修の実施回数、受講人数、実施時期及び実施方法については契約締結後に発注者と協議のうえ決定するものとする。

エ 受注後協議事項

要求水準書において受注後協議としている事項については、本業務の対象外とするものではない。

提案者は、当該事項について実施可能な内容及び想定条件を提案書に明記し、必要な費用及び工程を見込むこと。

詳細な仕様、実施時期、運用方法等については契約締結後に発注者と協議のうえ決定するものとする。

オ 業務スケジュール

	内容	日時
(1)	告示	令和8年9月9日（水）
(2)	質問書受付期限	令和8年9月15日（火）
(3)	質問回答日	令和8年9月18日（金）
(4)	参加申込書提出期限	令和8年9月25日（金）

(5)	企画提案競技参加資格審査結果通知	令和8年9月29日（火）
(6)	企画提案書提出期限	令和8年10月13日（火）
(7)	業者選定委員会（プレゼンテーション審査）	令和8年10月23日（金）（予定）
(8)	選定結果通知	令和8年10月27日（火）（予定）
(9)	仮契約締結	令和8年10月30日（金）（予定）

1－8 遵守すべき法令等

事業者は、本業務を実施するにあたり、本業務を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。また、実施要領等公表時における最新のものを適用すること。

1－9 有資格者の選定

業務の実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合は、それぞれ有資格者を選任すること。

1－10 要求水準の変更

市は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ事業者と協議の上、要求水準を見直すことができる。また、市及び事業者は、要求水準の見直しに伴い必要となる契約の変更を行うものとする。

ア 法令等の変更により業務内容を著しく変更せざるを得ないとき。

イ 災害、事故等により特別な業務内容が必要とき又は業務内容を著しく変更したとき。

ウ 市の事由等により業務内容の変更が必要とき。

1－11 守秘義務の遵守

事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了後、契約の解除後又は当該業務に従事しなくなった後においても同様とする。

前項に定める秘密に関する情報については、内部規程を定めて取り扱う等適正な管理を行い、必要な措置を講じること。

1－12 本業務の留意事項

- ・別に示す実施設計図書の機器構成及びシステム構成は標準案であり、特定メーカー又は特定製品を指定するものではなく、同等以上の性能・機能・保守性・運用性を有する代替提案を認める。
- ・本業務で導入するシステムは、特定事業者のみが保守・運用可能となる構成を避け、第三者による保守・改修が可能な構成とすること。
- ・API、通信プロトコル、データ形式は公開又は一般的な標準規格に準拠すること。
- ・契約終了後又はシステム更新時にデータエクスポートが可能であること。新旧システム間でデータ形式等の制約により直接移行が困難な場合は、画面表示等を印刷した書面を提供する

など、手作業による移行が可能となるよう必要な協力を行うこと。

- ・ソフトウェアライセンス体系及び継続利用費用を明示すること。
- ・本業務は、別途実施予定の特定天井改修工事を含む鹿児島アリーナリニューアル改修工事等と関連して実施するものであり、以下の点に留意すること。

- ① 受注者は、本業務の実施に当たり、上記工事等の発注者、設計監理者、各施工者その他関係者と十分な協議及び調整を行うこと。また、設備機器の搬入、据付、試験調整、総合試験及び引渡しに係る工程については、関連工事との整合を図りながら実施すること。そのため、特定天井改修工事を含むリニューアル改修工事等の進捗状況、施工内容、工程その他施工条件の変更に伴い、本業務においても設計内容、施工方法、工程その他必要事項について変更が生じる場合がある。受注者は、これらの変更が生じる可能性を十分考慮したうえで提案を行うものとし、発注者との協議により必要な対応を行うこと。
- ② 受注者は、関連工事との工程上又は施工上の調整が必要となる場合は、自ら関係者との協議を行い、工程への影響及び対応方針を整理のうえ、発注者へ報告するとともに必要な調整を行うこと。
- ③ 受注者は、関連工事に起因して工程変更が必要となった場合においても、施設運営への影響及び本業務の遅延を最小限とするよう、適切な工程管理及び関係者調整を行うこと。

第2章 エンターテインメント設備製造に関する要求水準

2-1 LEDビジョン設備

ア 本業務におけるLEDビジョン設備の調達範囲を以下に示す

対象範囲	・センターメインビジョン4面及びセンター内側ビジョン4面一式の設置設計、調達、導入、品質調整、稼働確認 ・映像送出設備等から受信した映像をセンターメインビジョン、センター内側ビジョンに表示するためのシステム一式の設置設計、調達、施工、品質調整、稼働確認
範囲外	・ビジョンに送出する映像コンテンツの制作 ・昇降設備

イ LEDビジョン設備の基本要件を以下に示す。

基本要件	・すべての観客が映像を視認でき、文字が読みやすくなるように、適切な設置設計をすること。 ・Bリーグ等のプロスポーツ興行の基準に適合していること。 ・アマチュアのスポーツ競技、式典、展示会等で利用可能な設備とすること。
------	--

ウ LEDビジョン設備の詳細要件については、別紙「実施設計図」を参照すること。

2-2 デジタルサイネージ設備

ア 本業務におけるデジタルサイネージ設備の調達範囲を以下に示す。

対象範囲	・コンコースや諸室等場内各所に設置する表示機器一式の設置設計、調達、導入、品質調整、稼働確認 ・各表示機器に情報表示するためのサイネージ編成・配信システム及びサイネージ用ネットワーク機器一式の設置設計、調達、施工、品質調整、稼働確認
範囲外	・表示機器に表示するコンテンツの制作

イ デジタルサイネージ設備の基本要件を以下に示す。

基本要件	・ライブ映像や試合情報、イベント情報や広告配信など多目的に情報を表示できること。 ・映像送出設備と連動した映像演出が可能であること。 ・表示コンテンツのスケジュール管理が可能であること。 ・災害時には避難勧告等の情報を表示できること。
------	---

ウ デジタルサイネージ設備の詳細要件については、別紙「実施設計図」を参照すること。

2-3 映像送出設備

ア 本業務における映像送出設備の調達範囲を以下に示す。

対象範囲	・LEDビジョン設備やデジタルサイネージ設備等に表示する映像を送出する ・基幹システム一式の設置設計、調達、施工、品質調整、稼働確認 ・演出等に用いることができるリモートカメラシステム一式の設置設計、調達、導入、品質調整、稼働確認 ・一般利用時にも簡易操作が可能なアプリケーションの設計、調達、品質調整、稼働確認
範囲外	・送出するコンテンツの制作

イ 映像送出設備の基本要件を以下に示す。

基本要件	・LEDビジョン設備やデジタルサイネージ設備等に表示するコンテンツの制御が可能であること。 ・リモートカメラの操作が容易であること。
------	--

ウ 映像送出設備の詳細要件については、別紙「実施設計図」を参照すること。

2-4 演出音響設備

ア 本業務における演出音響設備の調達範囲を以下に示す。

対象範囲	・演出に用いるスピーカー等の音響機器及び制御システム一式の設置設計、調達、導入、品質調整、稼働確認 ・運営に用いるワイヤレスマイク等のマイクシステム一式の設置設計、調達、施工、品質調整、稼働確認
範囲外	・館内放送設備

イ 演出音響設備の基本要件を以下に示す。

基本要件	・明瞭で迫力のある音響を提供し、一体感のある空間を演出できること。 ・Bリーグ等のプロスポーツ興行の基準に適合していること。 ・アマチュアのスポーツ競技、式典、展示会等で利用可能な設備とすること。
------	--

ウ 演出音響設備の詳細要件については、別紙「実施設計図」を参照すること。

2-5 演出照明設備

ア 本業務における演出照明設備の調達範囲を以下に示す。

対象範囲	・演出に用いるムービングライト等の照明機器及び制御システム一式の設置設計、調達、導入、品質調整、稼働確認 ・各照明機器に電源を供給する電源盤一式と照明の制御を可能にするネットワーク盤一式の設置設計、調達、施工、品質調整、稼働確認 ・照明演出を際立たせるためのスモークマシンの調達、稼働確認
範囲外	・一般照明設備

イ 演出照明設備の基本要件を以下に示す。

基本要件	・最適な光の演出で観客の高揚感を増幅できること。 ・Bリーグ等のプロスポーツ興行の基準に適合していること。 ・アマチュアのスポーツ競技、式典、展示会等で利用可能な設備とすること。
------	---

ウ 演出照明設備の詳細要件については、別紙「実施設計図」を参照すること。